

「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」 成立件調査（2025 年度第 1 回）に係る公募要領

【受付期間】

2025 年 3 月 31 日(月)～2025 年 4 月 23 日(水) 正午まで

※実証設計公募とは提出期限が違いますのでご注意ください。

【提出先及び提出方法】

以下フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/lcptc6t5e6ub>

【留意事項】

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※アップロードするファイルは、1 つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。

※受付期間内であれば提出書類の再提出は何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出分を有効とします。

※登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）

※入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

2025年3月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

海外展開部

目次

1. 件名	3
2. 事業概要	3
(1) 目的・内容	3
(2) 公募対象	3
3. 応募要件	4
(1) 対象とする技術・実証研究の要件	4
(2) 対象国・地域	4
(3) 提案者の要件	5
4. 提出期限及び提出先	6
(1) 提出期限	6
(2) 提出先	6
(3) 提出方法	6
(4) 提出書類	7
(5) 提出にあたっての留意事項	9
5. その他	9
6. 説明会の開催	9
7. 委託先の選定	10
(1) 審査の方法について	10
(2) 審査基準	10
(3) 委託先の公表及び通知	11
8. 留意事項	11
(1) 契約及び委託業務の事務処理等について	11
(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託	12
(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	12
(4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス	12
(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	12
(6) 研究活動の不正行為への対応	13
(7) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	15
(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表	15
(9) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	15
(10) 秘密の保持	16
9. 問い合わせ先	17
10. NEDO事業に関する業務改善アンケート	17

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025年度「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」（以下、「本事業」という。）の「成立性調査」（以下「本調査」という。）を実施する予定です。本調査への応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

なお、本調査は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業／成立性調査

2. 事業概要

（１） 目的・内容

本事業では、我が国が強みを有するS+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資する先進的技術を対象に、我が国と環境が異なる海外での実証を通じて、当該技術の開発に資するとともに有効性を示し、国内外での普及に結び付けます。これらの取組を通じて、我が国のエネルギー関連産業の国内外への展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献します。

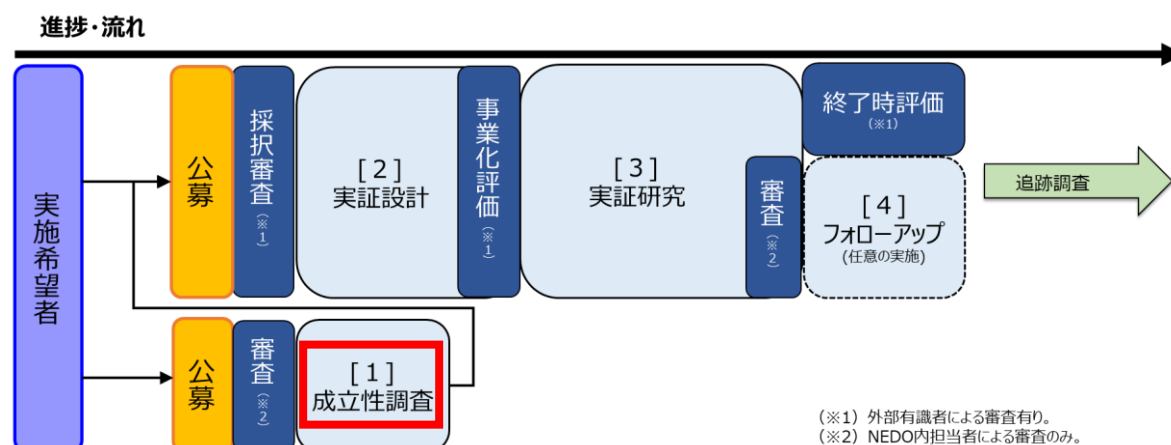
詳細は「基本計画」及び「2025年度実施方針」を参照してください。

（２） 公募対象

本公募の対象、予算規模及び事業期間は以下のとおりです。

なお、応募にあたっては、必ず事前に以下事業紹介ページにて公開されている資料等を確認してください。

https://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00175.html



【1】成立性調査【本調査、今回の公募対象】

提案者が実証したい技術を対象として、相手国政府機関や相手国企業等と意見交換しつつ、当該技術のビジネス展開を狙う国・地域におけるエネルギー事情、関連政策、ビジネス環境等の情報収集を行うとともに、実証研究の実現性及び普及可能性の検証を行います。本調査として採択された場合も、実証研究を実施するためには、[2]実証設計の公募に応募する必要があります。

実施形態：委託事業（NEDO負担率100% 調査委託契約標準契約書の締結を想定）

規模：1テーマあたり20百万円以内（税込）

期間：原則1年以内^{※1}

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「間接経費」、「再委託費」^{※2}

※1 期間については、提案内容を踏まえNEDOと協議の上契約締結時に決定します。なお、今後の実証設計の公募時期を踏まえて、終了時期は9月末までもしくは3月末までを推奨します。

※2 「再委託費」は、合理的な理由がある場合のみ。

3. 応募要件

（1） 対象とする技術・実証研究の要件

以下のすべての項目を満たしていることを必須とします。採択審査にて、いずれかの項目を満たしていないとの結論に至ったものは不採択となります。

- 1) 顕著なエネルギー消費削減効果・石油燃料代替効果（以下「削減・代替効果」という）が期待できるもの。
- 2) 実証研究の終了後、国内外市場での普及が期待される技術であること。
- 3) 提案者が過去に実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があり、かつ実用化に向けた技術的課題が明確であること。又は、実証研究を行う地域特有の運用上の課題が明確であること。
- 4) 以下の対象技術分野のいずれかに当てはまるもの。
 - ①水素・アンモニア技術（燃料電池、水素エネルギー、アンモニア）
 - ②再生可能エネルギー技術（太陽光・風力・地熱発電、バイオマス燃料）
 - ③カーボンリサイクル・次世代火力発電技術（カーボンリサイクル、次世代火力発電、CCUS）
 - ④サーキュラーエコノミー技術（3R・水循環、フロン対策）
 - ⑤産業技術（半導体・情報インフラ、AI・ロボット、バイオテクノロジー・材料、自動車・蓄電池、航空機・宇宙）

（2） 対象国・地域

対象国・地域は本邦域外におけるすべての国・地域（例：タイ、台湾等）。

ただし、外務省海外安全情報の危険情報（感染症危険情報は含まない）において、レベル2（不要不急の渡航は止めてください）以上[※]に指定されている国・地域は除きます。

なお、上記で対象となる国・地域であっても、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した外国ユーザーリスト（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>）に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は本事業の対象外とします。

※個別テーマの開始後にレベル2以上に引き上げられた場合で、レベル1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、個別テーマを中止する場合があります。

(3) 提案者の要件

本調査への応募（提案）資格のある提案者は、次の①～⑥までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。部分提案（調査内容の一部のみを実施する提案）は受け付けません。

（部分提案とは、仕様書に定める調査内容の全てではなく、調査内容の一部についての提案を行うことです。）

なお、複数者で応募（提案）する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡を行う者を幹事提案者として提案書に記載し、各提案者の責任と役割を明確にして下さい。再委託は原則不可とします。やむを得ず再委託を希望する場合は、提案書に「再委託の理由及びその内容」を御記載ください。審査の結果、再委託として認められない場合があります。

- ① 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。なお、当該技術を有する事業者を必ず提案者又は共同提案者として体制に含めること。
- ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- ③ NEDOが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人（登記法人）であること。または、以下4つの要件全てを満たす外国法人であること。

i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人のうち1社（本項では『親会社』という）が議決権付株式等の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、親会社が議決権付株式等の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDOが判断する^(注)。

(注) 現地の法制度等によっては、日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な場合があります。

その場合、親会社が、会社法施行規則にある財務及び事業方針の決定を支配している法人又はそれに準じる法人であれば、助成先としての条件を満たしていると判断する場合もございます。ご不明な場合は事前に公募事務局へご相談をください。

ii. 日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、幹事提案者は日本法人であること。

iii. 国内代理人の選任

外国法人とNEDOとの間の各種書類の授受、NEDOの検査及び評価等への対応のため、外国法人は親会社を本事業に係る国内代理人として選任すること。また、外国法人は、国内代理人となる親会社の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該外国法人の事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。さらに、親会社と外国法人は、一切の金銭債務について連帯して履行することが条件。このため、親会社が委託事業者でなくなった場合は、外国法人も委託事業者の地位を失う。

iv. その他

契約約款並びに契約決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、契約約款に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、契約約款に定める通貨は日本円とする。

なお、相互の意見の疎通を図るため、契約約款で定める文書、書類、報告書等について

は、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDOと外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

- ⑤ 提案者（提案者が複数の場合は少なくとも1者）が、以下の2点を満たすこと。
 - i. 「実証研究」を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
 - ii. 「実証研究」に係る実証の構想を有すること。
- ⑥ 複数の企業等が共同で提案する場合は、実証に向けた各提案者の責任と役割が明確化されていること。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただしNEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2025年4月23日（水）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

※NEDO公式X（旧 Twitter）をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

NEDO公式X（旧 Twitter）：<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

ウェブ入力フォーム：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/lcptc6t5e6ub>

(3) 提出方法

「4.（2）提出先」のウェブ入力フォームで以下の①～⑯を入力いただき、⑯に提案書類の一式をアップロードしてください。アップロードするファイルは、PDF 形式で1ファイルのみ、⑯にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、指定のファイル形式に変換の上一つのzip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出希望時には、⑯に初回の受付番号を記載の上、再提出してください。

提出された提案書を受理した際には幹事提案者連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

<入力項目>

①提案テーマ名（日本語）【50 字以内】（注）

②提案テーマ名（英語）（注）

③提案方式（単独提案 or 共同提案）

④幹事提案者及び共同提案者名（日本語）※共同提案の場合は提案者名を列記。

⑤幹事提案者及び共同提案者名（英語）※共同提案の場合は提案者名を列記。

⑥幹事提案者連絡担当者氏名

⑦幹事提案者連絡担当者所属部署・職名

⑧幹事提案者連絡担当者電話番号

⑨幹事提案者連絡担当者Eメールアドレス

⑩対象国 or 地域

⑪対象技術分野（複数選択不可）

実証のコア技術に最も近い技術分野を【必ず1つのみ】選択

①水素・アンモニア技術（燃料電池、水素エネルギー、アンモニア）

②再生可能エネルギー技術（太陽光・風力・地熱発電、バイオマス燃料）

③カーボンリサイクル・次世代火力発電技術（カーボンリサイクル、次世代火力発電、CCUS）

④サーキュラーエコノミー技術（3R・水循環、フロン対策）

⑤産業技術（半導体・情報インフラ、AI・ロボット、バイオテクノロジー・材料、自動車・蓄電池、航空機・宇宙）

⑫実証研究の概要【150字以内】

⑬実施期間（原則1年以内）※成立性調査の期間を記入。

⑭提案額（20百万円）※成立性調査の提案総額（円単位）を記入。

⑮直前の申請受付番号（再提出以降の場合のみ）

⑯本公募に応募した経緯

⑰前項目⑯の具体的な内容

⑱提出書類（(4) 提出書類をアップロード）

（注）①②提案テーマ名の説明

- 実証する技術名称だけでなく、実証の目的が分かる説明も入れてください（例：〇〇のための××実証研究（国 or 地域名））。
- 「脱炭素化・エネルギー転換」を目的とした予算で実施される事業であることに鑑み、省エネ化や再エネ導入を示唆する言葉を含め、極力平易な言葉を用いてください。

（4） 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は別添1～4をご参照ください。

⑱提出書類
※以下の書類をそれぞれ指定された形式で作成し、1つのzipファイルにまとめてアップロード。なお、アップロードするファイル（PDF、zip等）にパスワードは付けないこと。最大100MB。
別添1・2：事業概要書・提案書 →PDF形式 [1ファイル] ※別添1：事業概要書と別添2：提案書を1つのPDFファイルに統合。
別添1：事業概要書 →パワーポイント形式 [1ファイル]
別添3：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

→PDF形式〔1ファイル〕 ※共同提案の場合は、幹事提案者がまとめて作成。 ※認定の事実がある場合は、提案者毎に認定証書のコピーも提出。
別添4：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票 →PDF形式〔提案者毎に提出〕 ※対応するエビデンスも提出。
会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書） →PDF形式〔提案者毎に提出〕 ※NEDOと過去1年以内に契約がある場合は不要。
直近の事業報告書 →PDF形式〔提案者毎に提出〕
直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書） →PDF形式〔提案者毎に提出〕 ※原則円単位。連結決算の場合は連結のもの。 <u>3年分の財務諸表を提案者単位でまとめて1つのPDFファイルにすること。</u>
親会社が議決権付株式等の過半数を所有することを示す文書（提案者に外国法人が含まれる場合） →PDF形式〔該当提案者毎に提出〕
NEDOが提示した契約書（案）に対する疑義の内容を示す文書 →PDF形式〔1ファイル〕 ※提案者において、疑義がある場合のみ提出。 ※調査委託契約標準契約書： https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2024_3yakkan_chousa.html

【中小／ベンチャー企業又は非上場企業等で提案書に添付すべき書類・データを作成していない場合】

- ・ **事業報告書や財務諸表等の書類を作成していない場合は、本提案に際して新たに必要書類を作成の上、提出してください。作成していない場合でも、提出は免除されませんのでご注意ください。なお、会社概要を事業報告書として提出することは認めません。また、提案者に親会社がある場合でも、当該提案者の事業報告書や財務諸表を提出してください。**
- ・ 財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出してください。

【共同提案条件を満たす外国法人が提案者に含まれる場合】

- ・ 会社案内・直近の事業報告書について、共同提案者の国内代理人のものと異なる外国法人自身の会社案内・事業報告書を英文もしくは和文で提出してください。
- ・ 現地国法規制等により外国法人の直近3年間の財務諸表の提出に条件が伴う場合は、事前に公募事務局まで相談してください。
- ・ 現地法制度等により日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な場合は、事前に公募事務局まで相談してください。
- ・ 親会社が、外国法人の過半数の議決権（株式数ではありません）を有することを示す文書を提出してください。親会社の法務担当部長等による証明を用いることもできます。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ **提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。**
- ・ 無効となった提出書類は、NEDO で破棄させていただきます。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。) 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- ・ 同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出された提案書を事務局にて内容確認後、書類の不備等なく受理した際に幹事提案者連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

5. その他

- ・ 提案ベ切後、もしも審査の過程で提案内容に変更等が生じた場合は、速やかに公募事務局まで報告してください。変更等の内容によっては、提案が無効となる場合もございます。また、採択決定後に変更等が生じた場合においても同様で、場合によっては採択取り消しとなる場合もございます。
- ・ 費用の支払い（概算払い等）にあたり、NEDOが経費の支払実績額を必要に応じて確認することがあります。

6. 説明会の開催

本公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を次の日程によりオンラインにて開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。参加を希望される場合は申込み期限までに参加申込み URL より登録してください。

【オンライン開催】

日時	: 2025年4月9日（水）15時00分～16時00分
参加申込み URL	: https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/pbmho5n7nxmv
申込み期限	: 2025年4月7日（月）正午
アクセス方法等	: 参加登録者宛にメールにて説明会の前日までにはご連絡予定

7. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

- ・ 以下の審査基準に基づき、受理した提案を審査します。
- ・ 審査は、受理した提案書類、添付資料等に基づいて行いますが、提案者に対して必要に応じてヒアリング又は資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・ 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

項目			重視するポイント
要件審査	対象技術の適格性		・顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。
	公的資金投入の意義		・当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義（実証を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及）があることにより公的資金を投入する意義があること。
	重複		・国（国立研究開発法人等を含む）が助成するほかの制度（補助金、委託費等）において過去実施した事業又は現在実施中の事業と、同一の提案者による同一の研究開発課題でないこと。
	提案者の財務状況		・実証の遂行及び実証後の普及活動を行うことができる財務状況にあること、又は資金調達力を有していること。
ワーク・ライフ・バランス等推進状況※			・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）であるか。
対象技術の妥当性	対象技術の必要性	対象国の適切性	・対象国において、提案技術に対するニーズが強く存在し、実証後に普及することが期待できるか。
		相手国・日本の政策との整合性	・対象国に提案技術を普及させることが対象国の政策と一致しているか。また、日本政府の政策と整合性があるものとなっているか。
	対象技術の有効性		・提案技術は対象国のニーズに応えるものか。ニーズの解決に貢献する技術か ・競合技術・代替技術に対し、コスト面・運用面で優位性が期待できるか。
	実証要素の適切性		・提案技術の適用に技術的な課題があり、その解決が実証要素となっているか。 ・実証要素の達成により、普及へ繋がることが期待できるか。
実証計画の妥当性	実証計画の適切性	実施体制の適切性	・実証研究を実施して技術開発課題を解決する技術を有する体制となっているか。 ・相手国企業と日本企業との間で、適切な役割分担及び費用分担か。
		実施サイトの適切性	・実証研究を行うに当たって適切な実施サイトが選定されているか。 ・実証研究に向けた準備が進められているか。
		成果目標の具体性及び適切性	・実証の実施によって達成を目指す技術的目標が設定され、その根拠は明確か。 ・その他の成果目標がある場合は具体的に記載できているか。 ・設定された目標は国内外の技術動向及び市場動向、対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえたものになっているか。
		必要な手続の網羅性	・実証を実施するうえで確認や取得が必要となってくる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて具体的な記載があるか。
		予算の適切性	・当該事業の実施にあたり、実証に必要な最低限の構成要素（設備等）となっているか。 ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。
	リスクとその対策の適切性		・当該事業の実施に悪影響を与え得る不確実要素（リスク）を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。

対象技術の普及性	事業戦略	・事業体制／市場分析／競合分析／成果普及時のリスク管理／資金調達について検討されているか。
	事業収益性	・供給者（収益性）／供給者（売上）／需要者（受容性）について検討されているか。

※女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点します。

（３） 委託先の公表及び通知

i. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択理由とともに提案者へ通知します。

ii. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

iii. 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

iv. スケジュール

2025年	3月31日（月）	:	公募開始
	4月9日（水）	:	公募説明会（オンライン開催）
	4月23日（水）	:	公募〆切
	6月上旬頃（予定）	:	委託先決定・NEDOウェブサイト公表
	6月頃（予定）	:	契約締結

８．留意事項

（１） 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースフル認定企業）の状況を記載していただきます。詳細は、提案書類中の別添3「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」を御覧ください。

(4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。詳細は、提案書類中の別添4「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」を御覧ください。なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。）

(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。N E D O 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： N E D O ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. N E D O における研究不正等の告発受付窓口
- N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク >

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

(7) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDO と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、参考 1 のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。詳細は、「契約に係る情報の公表について」をご確認ください。

(9) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型*に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」

1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

（10）秘密の保持

NEDOは、提出された提案書類について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額、実施期間及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

9. 問い合わせ先

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2025 年 4 月 16 日（水）までに限り、以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし、提案内容及び審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

海外展開部 国際実証ユニット

E-mail : kokusaijissyyou@ml.nedo.go.jp

10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html